

産業廃棄物最終処分場建設設計画についての住民投票に関する 条例

令和3年9月10日
条例第25号

(目的)

第1条 この条例は、上郡町梨ヶ原及び赤穂市西有年地区に計画されている産業廃棄物最終処分場（以下「産廃施設」という。）の設置について、町民の賛否の意思を直接に確認し、町政に反映することを目的とする。

(住民投票)

第2条 町長は、前条の目的を達成するために、町民による投票（以下「住民投票」という。）を行う。

2 住民投票は、町民の自由な意思が反映されるものでなければならない。

(住民投票の実施)

第3条 住民投票は、本条例の施行の日から1年以内に、これを実施するものとする。

(住民投票の執行)

第4条 住民投票は町長が執行するものとする。

2 町長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の2の規定に基づき、協議により、その権限に属する住民投票の管理及び執行に関する事務を上郡町選挙管理委員会（以下「選挙管理委員会」という。）に委任するものとする。

(住民投票の期日)

第5条 住民投票の期日（以下「投票日」という。）は、この条例の施行の日から30日以上経過した日で町長が定める日とする。

2 町長は前項の規定により投票日を定めたときは、選挙管理委員会にこれを通知しなければならない。

3 前項の通知を受けた選挙管理委員会は、投票日の5日前までにこれを告示しなければならない。

(投票資格者)

第6条 住民投票の投票権を有する者（以下「投票資格者」という。）は、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第9条第2項に規定する町議会の議員及び町長の選挙権を有する者とする。

(投票の方式)

第7条 住民投票は、1人1票の投票とし、秘密投票とする。

2 住民投票の投票を行う投票資格者は、産廃施設の設置に賛成するときは投票様式の賛成欄に、産廃施設の設置に反対するときは投票用紙の反対欄に、自ら○の記号を記載して、投票箱に入れなければならない。

(住民投票の成立要件等)

第8条 住民投票は、投票した者の総数が当該住民投票の投票資格者数の2分の1に満たないときは、成立しないものとする。この場合においては、開票作業その他の作業を行わない。

(投票結果の告示等)

第9条 選挙管理委員会は、投票結果が確定したときは、直ちにこれを告示するとともに、当該告示の内容を町長及び町議会議長に報告しなければならない。

(投票運動)

第10条 住民投票に関する運動は、自由とする。ただし、買収、供應、脅迫等により町民の自由な意思が拘束され、若しくは不当に干渉され、又は町民の平穏な生活環境が侵害されるものであってはならない。

(投票及び開票)

第11条 前条までに定めるもののほか、投票時間、投票所、投票管理者、投票立会人、開票時間、開票所、開票管理者、開票立会人その他住民投票の投票及び開票に関しては、公職選挙法、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）及び公職選挙法選挙法施行規則（昭和25年総理府令第13号）の規定の例によるものとする。

(投票結果の尊重)

第12条 町議会及び町長は住民投票の結果を尊重しなければならない。

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、住民投票に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(この条例の失効)

2 この条例は、投票日の翌日から起算して90日を経過した日に、その効力を失う。